

家庭ごみ有料化制度について

<家庭ごみ有料化制度の主な検討事項>

1 目的と期待する効果

2 家庭ごみ有料化制度の仕組み

(1) 料金体系

(2) 徴収方法

(3) 対象品目

(4) 料金水準

(5) 手数料の減免等

(6) その他

本日、特にご意見をいただきたい事項

3 制度導入にあたっての留意事項等

- ・ 市民への周知
- ・ 不適正排出、不法投棄への対応
- ・ 手数料収入の使途、活用方法
- ・ その他

1 目的と期待する効果

(1) 目的

本市においては、ごみ処理の現状と課題を踏まえて、さらなるごみの減量・資源化を図ることを目的として、家庭ごみ有料化制度の導入を図るものである。

① ごみの発生・排出抑制

排出量に応じて、排出者がごみ処理費用の一部を負担することで、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけを活用し、ごみの発生・排出の抑制を図る。

② 分別排出の促進

ごみの発生・排出の抑制に加えて、資源物の分別排出を促進することで、ごみ処理量の削減と資源化の推進を図る。

また、ごみの減量、分別に対する市民意識の向上により、ごみ減量・資源化につながる市民の行動を促進することで、可能な限りごみが出ない環境の定着に向けて、環境にやさしいライフスタイルへの変革につなげていく。

例) マイバッグの活用、簡易包装の選択、食べ残しの削減、
リユースショップの活用、雑がみの分別 など

(2) 期待する効果

ごみの発生・排出抑制及び分別排出の促進の効果に加えて、次のような効果が期待できる。

- ごみの減量に努力する市民と、減量の努力をしないでごみを多く排出する市民との間の、ごみ処理の受益に応じた負担の公平性の確保
- 最終処分量の削減と埋め立て処分への依存の低減
- クリーンセンターの建て替え規模の縮小による建設費や運営費の削減
- ごみ焼却等に伴う温室効果ガスの排出抑制

(参考)

答 申

「市川市廃棄物減量等推進審議会 答申（平成 26 年 12 月）」（抜粋）

2 さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方

（４）経済的手法の活用

① 家庭ごみ有料化制度の導入

家庭ごみ有料化制度は、ごみ処理に対する意識改革につながり、費用負担を減らそうとする経済的な動機づけが働くことにより、ごみの排出抑制や分別を促進するとともに、ごみ処理費用の負担の公平性を高めていくために有効な手段と考えられ、当審議会の過去の答申においても、制度導入を推進する内容が含まれている。

家庭ごみ有料化を進めるには様々な問題があるが、市川市はごみの最終処分を市外に依存しており、ごみ減量・資源化の努力が強く求められること、また、概ね 10 年後には多大な費用を必要とするクリーンセンターの施設更新が必要であり、少子高齢化に伴い財政状況が厳しさを増すなかで、ごみ処理・資源化を安定的に進めていくための財源確保も求められる状況にある。

このような市川市のごみ処理を取り巻く状況を踏まえると、家庭ごみ有料化制度の導入について具体的に取り組む時期に来ていると考えられることから、制度を導入する方向で検討を進めていくべきである。

基本計画

「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 27 年 5 月）」（抜粋）

第 4 章 目標を達成するための施策

4-3 発生抑制・排出抑制プラン

（５）経済的手法の活用

① 家庭ごみ有料化制度の導入の推進

家庭ごみの有料化は、ごみ処理に対する意識の改革につながり、ごみ減量と分別を促進し、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を高めていく上で有効な手段であることから、燃やすごみ等を対象にした制度の導入を進めます。

なお、制度導入にあたっては、制度の内容に加えて、本市におけるごみ減量や家庭ごみ有料化の必要性を市民に分かりやすく説明していきます。

2 家庭ごみ有料化制度の仕組み

(1) 料金体系

① 手数料の料金体系

手数料の料金体系には様々な方法が考えられるが、大別すると「排出量単純比例型」と「一定量無料型」に分類できる。

料金体系の設定にあたっては、ごみ減量効果、市民の分かりやすさ、制度運用面等を考慮する必要がある。

② 他市の状況

有料化を実施している 457 市のうち、430 市（94.1%）が排出量単純比例型を採用している。

（東洋大学 山谷修作教授ホームページ「全国都市家庭ごみ有料化実施状況の県別一覧」（2015 年 4 月現在）による）

千葉県内においては有料化を実施している 20 市中 18 市が排出量単純比例型を採用しており、君津市と野田市が一定量無料型を採用している。

なお、君津市は平成 28 年 4 月より一定量無料型から排出量単純比例型へ移行する予定である。

③ 料金体系の比較

	① 排出量単純比例型	② 一定量無料型
料金体系図		
料金体系の仕組み	<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。</p> <p>例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。</p>	<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。</p> <p>例えば、市町村が、ごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>
利点	<ul style="list-style-type: none"> ・制度が単純でわかりやすい。 ・排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。
欠点	<ul style="list-style-type: none"> ・料金水準が低い場合には、排出抑制につながらない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。 ・排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用のごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。

※ 「一般廃棄物処理有料化の手引き（平成 25 年 4 月 環境省）」から作成

(参考) 一定量無料型の事例

君津市の家庭ごみ有料化制度の概要

1. 現行制度

- (1) 導入時期 平成 12 年 10 月
- (2) 対象品目 可燃ごみ、不燃ごみ
- (3) 徴収方法 指定ごみ袋制
- (4) 料金体系 一定量無料型

①無料分 (各世帯に引換券を郵送し、指定袋取扱い店で交換)

世帯区分	可燃ごみ		不燃ごみ	
	袋の容量	無料の枚数	袋の容量	無料の枚数
1 人 (単身) の世帯	小 (20 リットル)	90 枚	大 (40 リットル)	20 枚
2~4 人の世帯	中 (30 リットル)	90 枚	大 (40 リットル)	20 枚
5 人以上の世帯	大 (40 リットル)	90 枚	大 (40 リットル)	20 枚

②無料分で不足した場合の指定ごみ袋の料金 (10 枚入り)

袋の容量	可燃ごみ	不燃ごみ
小 (20 リットル)	900 円	900 円
中 (30 リットル)	1,350 円	1,350 円
大 (40 リットル)	1,800 円	1,800 円

2. 有料化制度の改正

- (1) 改正内容 平成 28 年 4 月 1 日から、料金体系を「排出量単純比例型」に改正
《指定ごみ袋の料金》(10 枚入り) ※1 リットルあたり 1 円

袋の容量	可燃ごみ	不燃ごみ
小 (20 リットル)	200 円	200 円
中 (30 リットル)	300 円	300 円
大 (40 リットル)	400 円	400 円

(2) 料金体系を改正した理由

- 平成 12 年度以降、ごみ量は 3 割以上減少したが、最近は若干増加傾向にある。
- ごみ処理経費に対するごみ袋代などの歳入が、他市町村に比べて低い。
- 現行制度 (一定量無料型) が、必ずしも公平とはいえない。

④ 本市における料金体系

本市においては、

- ・仕組みが単純で、市民にとって分かりやすいこと
- ・最初の一袋目から、ごみを減らそうとする動機付けが働きやすいこと
- ・排出量に応じて、広く市民が一定の費用を公平に負担するものであり、
受益と負担の関係性が明確であること

などから、多くの都市で採用されている「排出量単純比例型」を採用することが適当と考えられる。

(2) 徴収方法

① 標準的な手数料の徴収方法

手数料の徴収方法としては、手数料を含んだ指定袋の販売による方式と、ごみ袋等に貼り付けるシールの販売による方式の2つがあるが、指定袋の販売による方式が標準的である。

② 他市の状況

千葉県内では、有料化を実施している全ての市町村において「指定袋」方式を採用している。

(参考)

	指定ごみ袋	シール
取扱いやすさ	収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが容易である。 まとまると重くなり、かさばるために取扱いにくくなる。	ごみ袋に入らない大きさや形の廃棄物を排出する場合にも使用することができる。 収集する際に、排出されている一般廃棄物の量を確認することが比較的困難である。 小さいために取扱いは容易である一方、紛失しやすいものと考えられる。
必要な対応	ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、ごみ袋の表示や色などについて工夫が必要である。 なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさのごみ袋を用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。	ごみの種類毎に手数料の料金水準を変える場合には、排出及び収集する際に容易に確認できるように、シールの表示や色などについて工夫が必要となる。 なお、排出抑制効果を得るためには、複数の大きさに対応したシールを用意し、より容量の小さいごみ袋に移行するインセンティブを付与することが重要である。
市場への影響	既存のごみ袋の市場への影響について考慮する必要がある。	既存の市場への影響は少ないと考えられる。
レジ袋の扱い	レジ袋をごみ袋として活用できないため、レジ袋で排出することを防止するなど取扱いを検討する必要がある。	レジ袋をごみ袋として利用することも可能な場合がある。
主な採用実績 参考9参照	排出量単純比例型 排出量多段階比例型 一定量無料型 負担補助組合せ型	一定量無料型 負担補助組合せ型

(出所) 財団法人東京市町村自治会編 (2002) 『家庭ごみ有料化導入ガイド』 日報出版を基に作成

出典) 一般廃棄物処理有料化の手引き (平成 25 年 4 月 環境省)

③ 本市における徴収方法

本市では、家庭ごみの分別排出の促進と、収集作業の安全性・効率性を確保するため、平成 11 年 10 月から指定袋制（販売価格は、手数料を含まない袋本体のみの価格）を導入しており、今後も、燃やすごみ等については、指定袋による排出方法を維持することが適当と考えられる。

その場合の方法として、

ア) 販売価格に手数料が含まれた指定袋（有料指定袋）の販売

イ) 指定袋（手数料を含まない）に貼付するシールの販売

により手数料を徴収する方法が考えられる。

本市においては、

- ・市民にとって、排出方法が簡単で分かりやすいこと
 - ・指定袋の個数（枚数）や大きさ（容量）によって、排出量を把握することが容易であること
 - ・収集時において手数料が支払われた適正な排出かどうか確認しやすいこと
- などから、他市町村でも広く採用されている有料指定袋の販売による方式が適当と考えられる。

※ 現在の指定袋制について

市が袋の仕様を定めた上で、製造業者を認定し、自由な流通形態のもとで販売されているが、指定袋の販売価格は袋本体のみの価格で、ごみ処理費用は含まれていない。

5種類の指定袋が用意されているが、排出時に指定袋を用いる必要があるのは、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」及び「プラスチック製容器包装類」の3種類で、「ビン」と「カン」は指定袋以外の透明又は半透明の袋で排出できる。

	燃やすごみ用	燃やさないごみ用	プラスチック製容器包装用	ビン用	カン用
印刷色	緑	赤	黒	橙	青
素材色	半透明	透明	半透明	透明	透明
容量	15, 20, 30, 45ℓ	15, 20, 30ℓ	30, 45ℓ	15, 20ℓ	15, 20ℓ

(3) 対象品目

① 対象品目の検討について

12 分別収集している家庭ごみの品目のうち、既に有料で収集している大型ごみ以外の品目について、本市における家庭ごみ有料化の目的と効果、収集方法、市民の受容性等を考慮して、手数料徴収の対象品目を検討する。

② 家庭ごみの分別区分と収集方法

有料指定袋制を採用した場合、現在の収集方法を変更せずに手数料徴収の対象品目とすることができるのは、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「プラスチック製容器包装類」の3種類であり、その他の品目については、収集方法の変更が必要となる。

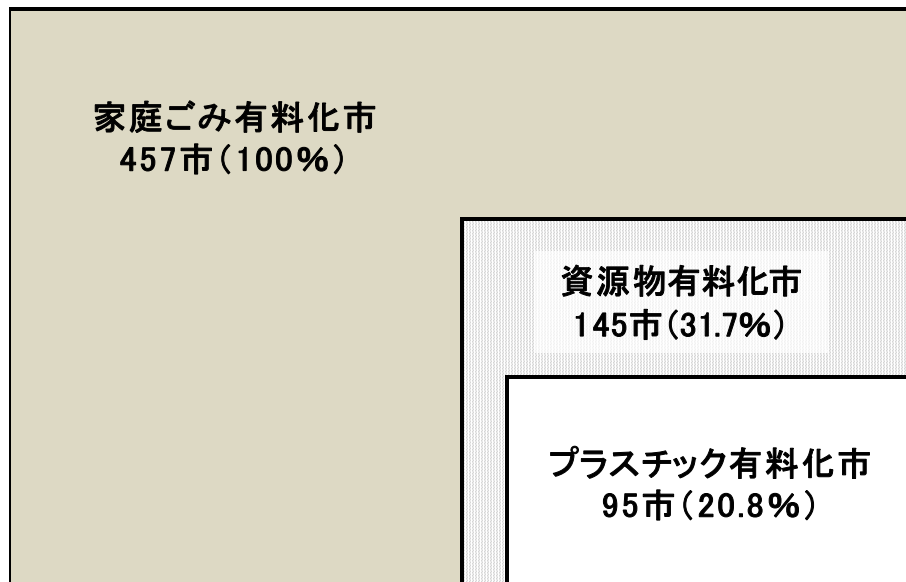
家庭ごみの分別区分と収集方法

分別区分		出し方	収集場所
ごみ	① 燃やすごみ	指定袋	ごみ集積所
	② 燃やさないごみ	指定袋	ごみ集積所
	③ 有害ごみ	透明の袋	
	④ 大型ごみ（有料化済）	事前申込み・大型ごみ処理券を貼る	（戸別収集）
資源物	⑤ ビン	指定袋又は透明・半透明の袋	ごみ集積所
	⑥ カン	指定袋又は透明・半透明の袋	
	⑦ 新聞	品目別にひもで縛る （雑がみは紙袋で排出可）	ごみ集積所
	⑧ 雑誌（雑がみを含む）		
	⑨ ダンボール		
	⑩ 紙パック		
	⑪ 布類	透明・半透明の袋	
⑫ プラスチック製容器包装類 （ペットボトルを含む）	指定袋	ごみ集積所	

③ 他市の状況

全国のご家庭ごみ有料化実施市における、資源物を対象とした有料化の実施状況は次のとおりである。

有料化市の資源物有料化実施状況(2015年4月現在)



出典) 山谷修作(東洋大学教授)ホームページ

「全国市区町村のご家庭ごみ有料化実施状況(2015年4月現在)」

※家庭系可燃ごみのご家庭ごみ有料化実施市町村が対象

④ 本市における品目毎の方向性

ア ごみ

○燃やすごみ・燃やさないごみ

最終処分その他市依存やクリーンセンターの老朽化など、本市におけるごみ処理の問題に対応し、ごみの焼却量や最終処分量の削減を図るために、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」については、手数料徴収の対象とする必要がある。

○有害ごみ

蛍光管や水銀体温計などの「有害ごみ」については、他のごみへの混入を防止し、有害性のあるごみの適正な分別排出を最優先する観点から、従来どおり無料で収集することが適当と考えられる。

イ 資源物

循環型社会の形成に向けて、廃棄物等の発生抑制（リデュース）を徹底していく必要があることや、資源物であってもその収集やリサイクルに一定の処理費用がかかっており、受益と負担の公平性を確保していくためには、「資源物」であっても「ごみ」と同様に手数料徴収の対象とすべきという考え方があ

る。一方で、資源物については、分別の促進を重視するという観点から、手数料徴収の対象とする場合でも「ごみ」よりも低い手数料とすることや、従来どおり無料で収集することも考えられる。

○ビン・カン・紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）・布類

- ・ビン・カンについては、ペットボトルなどの軽量素材へのシフトなどにより、過去と比べて発生量そのものが比較的大きく減少していること
- ・燃やすごみの削減のためには、雑がみ等の資源物の分別排出をさらに促進していく必要性が高いこと
- ・手数料徴収のために指定袋制を採用する場合には、現在のごみの出し方を変更する必要があること

から、従来どおり無料で収集することが適当と考えられる。

○プラスチック製容器包装類

プラスチック製容器包装類については、分別排出の促進を優先することや、資源物を分別排出する市民の受容性を考慮して、手数料徴収の対象外とするという考え方がある。

一方で、プラスチック製容器包装類については、分別収集の実施によりリサイクルが進んだ一方で、発生抑制が十分に進んでいない現状があり、循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する上で、リサイクルよりも取り組みの優先順位の高い発生抑制（リデュース）を進め、簡易包装の促進や使い捨て容器の削減を進めていくために、手数料徴収の対象とすることも考えられる。

(4) 料金水準

料金水準の検討にあたっては、以下の事項を考慮する。

- ・ ごみ減量・資源化への効果
- ・ 市民の受容性
- ・ 他市の料金水準
- ・ ごみ処理費用に対する負担割合 等

(5) 手数料の減免等

排出量に応じた手数料負担が原則であるが、減量努力が及ばないごみや手数料徴収の対象としてなじまないごみについては、減免等の対応を検討する。

例)

- ・ 乳幼児、高齢者、障害者の紙おむつ
- ・ ボランティア清掃で集めたごみ
- ・ 剪定枝

3 制度導入にあたっての留意事項等

- 市民への周知
- 不適正排出・不法投棄への対応
- 手数料の使途・活用方法の明確化
- その他

近隣市における家庭ごみ有料化の位置づけ

市町村名	市川市	船橋市	松戸市	浦安市	柏市
一般廃棄物処理基本計画における位置づけ (計画策定年月)	目標を達成するために重点的に取り組む事項として位置付けており、ごみ処理に対する意識改革を図り、ごみの減量と分別を促進するとともに、ごみの排出量に応じた負担の公平性を高めるため、導入を進めることとしている。 (平成 27 年 5 月)	減量・資源化に向けた動機付けのための施策として位置付けており、その効果や導入の是非について検討を進めることとしている。 (平成 24 年 2 月)	公平性の確保とごみの減量・資源化の促進が期待できる施策として位置付け、実施に向けて検討することとしている。 (平成 26 年 3 月)	発生・排出抑制計画のひとつに家庭ごみの有料化の検討を位置付け、先進市における効果や課題及び近隣市の動向などを踏まえつつ調査・研究を行うこととしている。 (平成 25 年 3 月)	費用負担の公平化とインセンティブによるごみ発生抑制及び最終処分量の削減に効果のある施策と位置付けており、最終処分を市外へ委託開始したことから、家庭ごみ有料化のメリットやデメリットについて、引き続き検討することとしている。 (平成 24 年 3 月)
一般廃棄物処理基本計画の記述内容 (抜粋)	35 ページ 「家庭ごみの有料化は、ごみ処理に対する意識の改革につながり、ごみ減量と分別を促進し、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を高めていく上で有効な手段であることから、燃やすごみ等を対象にした制度の導入を進めます。 なお、制度導入にあたっては、制度の内容に加えて、本市におけるごみ減量や家庭ごみ有料化の必要性を市民に分かりやすく説明していきます。」	44 ページ 「ごみの有料化については、ごみの減量効果、実施手法及び導入の是非等について、検討を進めていきます。」	27 ページ 「ごみの減量やリサイクルの促進には、経済的な誘導策が有効であることが、多くの市の実践例で示されています。また、ごみ処理は税金により賄われていますが、ごみの減量に努力している人とそうでない人では、ごみの排出量に著しい差が見られます。このことは、排出量に見合うごみ処理費用の負担であるとはいい難く、ごみの減量に努力している人が適正に評価される仕組みが必要です。そこで、市民のごみ減量努力が適正に評価されるとともに、市民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的にはごみの発生抑制や再使用、リサイクルの促進が期待できる家庭ごみの有料化について、実施に向け検討していきます。」	69 ページ 「先進市における家庭系ごみ有料化の効果、実施に向けた課題、近隣市の動向などを踏まえつつ、本市における制度のあり方について調査・研究を行います。」	31 ページ 「家庭ごみの有料化は、ごみ処理に関する費用負担の公平化のほか、ごみの発生抑制及び最終処分量の削減に一定のインセンティブを与え、ひいては将来的なごみ処理計画をよりスリム化することに寄与すると考えられます。最終処分の市外への委託開始に当たり、市外最終処分場も無限に処理余力があるものではないことを十分に認識しつつ、今後も有料化のメリットやデメリットについて、引き続き検討します。」

近隣市における家庭ごみ有料化の位置づけ

市町村名	鎌ヶ谷市	習志野市	千葉市（平成26年2月導入）	八千代市（平成12年7月導入）	野田市（平成7年4月導入）
一般廃棄物処理基本計画 における位置づけ (計画策定年月)	<p>公平性の確保や市民の意識改革、ごみ発生抑制及び最終処分量の削減に寄与する施策として位置付けており、今後の排出量などを考慮しつつ、家庭ごみ有料化のメリットやデメリットについて、引き続き検討することとしている。</p> <p style="text-align: right;">(平成25年3月)</p>	<p>ごみの減量・資源化に効果的な施策と位置付けているが、市民への説明など慎重な検討が必要であるとしている。</p> <p style="text-align: right;">(平成24年5月)</p>	<p>ごみを作らない、出させない環境づくりの推進のための事業として位置付けており、ごみの排出量に応じた費用負担による負担の公平化を図るとともに、ごみ減量に向けた意識の向上にも有効な手段であるため、実施に向け検討を進めることとしている。</p> <p style="text-align: right;">(平成24年3月)</p> <p>※有料化導入前に策定</p>	<p>ごみの排出抑制とごみ処理費用負担の公平性確保の観点から有料指定ごみ袋制度を導入しており、手数料の定期的な見直しを行いながら、今後も制度を継続することとしている。</p> <p style="text-align: right;">(平成23年3月)</p>	<p>一定量無料型を採用していることから、指定ごみ袋無料配布数の見直しをごみ減量に有効な施策として位置付けており、関連する施策や不法投棄・不法焼却の増加につながることなどの影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進めることとしている。</p> <p style="text-align: right;">(平成24年3月)</p>
一般廃棄物処理基本計画の 記述内容（抜粋）	<p>48ページ</p> <p>「家庭系ごみの有料化は、排出量に応じた負担の公平化や市民の意識改革、ごみ発生抑制及び最終処分量の削減に寄与すると考えられます。今後のごみ排出状況などを考慮し、有料化のメリット・デメリットについて、引き続き検討します。」</p>	<p>40ページ</p> <p>「家庭ごみ収集の有料化については効果的な施策であります。しかし、市民への説明など慎重な検討が必要であると考えています。」</p>	<p>47ページ</p> <p>「家庭ごみの有料化は、ごみの排出量に応じた費用負担による負担の公平化が図られるとともに、ごみの排出抑制やごみ減量に向けた意識の向上に有効な手段であるため、実施に向け検討を進めます。</p> <p>また、有料化実施後は可燃ごみ排出量の推移など、ごみの排出抑制効果について検証を行っていきます。</p> <p>なお、家庭ごみの有料化について市民の理解が得られるよう、ごみ処理費用や手数料収入の用途など、ごみ処理の状況についてわかりやすく情報提供を行っていきます。」</p>	<p>43ページ</p> <p>「本市では、平成12年7月からごみの排出抑制と、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、有料指定ごみ袋制度を実施しており、今後も同制度を継続するとともに、手数料の定期的な見直しを行います。</p> <p>なお、見直しに際しては、ごみ処理費用やごみ排出量動向の分析や近隣市との均衡等を考慮するとともに、市民へ十分な情報提供を行い、総合的な観点から検討を行うものとします。」</p>	<p>29ページ</p> <p>「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、最も直接的で有効なごみ減量施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみのリサイクル」施策との関連が考えられます。また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進めます。」</p>

他市における家庭ごみ有料化の状況

千葉県

自治体名	人口	導入年月	料金体系	有料化対象品目			可燃ごみ・不燃ごみ手数料水準 ※基準は大袋(30~45ℓ)		資源ごみ手数料水準 ※基準は大袋(30~45ℓ)		プラ容器等の分別収集の有無 ※平成25年度環境省実態調査より	
				可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	1枚あたり	1ℓあたり	1枚あたり	1ℓあたり	ペットボトル	プラ容器
千葉市	97万人	平成26年 2月	排出量単純比例型	○	○	×	36円/45ℓ	0.80円			○	
大網白里市	5万人	平成21年10月		○	×	×	35円/45ℓ	0.78円			○	
香取市	8万人	平成20年10月		○	×	×	51円/40ℓ	1.28円			○	
東金市	6万人	平成20年 7月		○	×	×	35円/45ℓ	0.78円			○	
勝浦市	2万人	平成20年 7月		○	×	×	40円+袋代金/40ℓ	1.00円+袋代金			○	○
南房総市	4万人	平成18年 4月		○	×	×	52円/45ℓ	1.16円			○	○
山武市	5万人	平成18年 3月		○	○	プラ容器(白色トレイのみ) ペットボトル・ビン・カン・紙類・布類	40円/30ℓ	1.33円	プラ容器(白色トレイのみ) ペットボトル・ビン・カン・紙類・布類 20円/35ℓ	0.57円	○	○ 白色トレイのみ
茂原市	9万人	平成18年 1月		○	×	×	65円/40ℓ	1.63円			○	
いすみ市	4万人	平成17年12月		○	○	ペットボトル・ビン・カン	50円/45ℓ	1.11円	ペットボトル・ビン・カン 50円/45ℓ	1.11円	○	
銚子市	6万人	平成16年10月		○	○	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン	30.8円/45ℓ	0.68円	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン 10.3円/45ℓ	0.23円	○	○
木更津市	13万人	平成16年 4月		○	○	×	45円/45ℓ	1.00円			○	○
鴨川市	3万人	平成16年 4月		○	×	×	50円/45ℓ	1.11円			○	○ 白色トレイのみ
館山市	5万人	平成14年 7月		○	×	×	50円/45ℓ	1.11円			○	○
袖ヶ浦市	6万人	平成13年 7月		○	○	×	16円/40ℓ	0.40円			○	
八千代市	19万人	平成12年 7月		○	○	×	24円/40ℓ	0.60円			○	○ 白色トレイのみ (拠点回収)
旭市	7万人	昭和48年 4月		○	○	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン	可燃ごみ 45円/30ℓ 不燃ごみ 45円/40ℓ	可燃ごみ 1.50円 不燃ごみ 1.13円	プラ容器・ペットボトル 25円/45ℓ ビン 25円/30ℓ カン 25円/40ℓ	プラ容器・ペットボトル 0.56円 ビン 0.83円 カン 0.63円	○	○
富津市	5万人	昭和46年 4月		○	○	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン	可燃ごみ 30円/30ℓ 不燃ごみ 15円/30ℓ	可燃ごみ 1.00円 不燃ごみ 0.50円	プラ容器 15円/45ℓ ペットボトル・ビン・カン 15円/30ℓ	プラ容器 0.33円 ペットボトル・ビン・カン 0.50円	○	○
匝瑳市	4万人	昭和45年 9月	○	○	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン 紙類・布類	可燃ごみ 40円/30ℓ 不燃ごみ 40円/40ℓ	可燃ごみ 1.33円 不燃ごみ 1.00円	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン・布類 20円/40ℓ 紙類(シール方式) 20円/1束	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン・布類 0.50円	○	○	
君津市	9万人	平成12年10月	一定量無料型	○	○	×	180円/40ℓ	4.50円			○	○
野田市	15万人	平成 7年 4月		○	○	×	170円/40ℓ	4.25円			○	○

※勝浦市は、手数料水準に袋代金(市場価格)をプラスしたものが実際の負担額となる。

※君津市は、平成28年4月より「排出量単純比例型」へ移行する。

他市における家庭ごみ有料化の状況

東京都

自治体名	人口	導入年月	料金体系	有料化対象品目			可燃ごみ・不燃ごみ手数料水準 ※基準は大袋(40～45ℓ)		資源ごみ手数料水準 ※基準は大袋(20～40ℓ)		プラ容器等の分別収集の有無 ※平成25年度環境省実態調査より	
				可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	1枚あたり	1ℓあたり	1枚あたり	1ℓあたり	ペットボトル	プラ容器
東大和市	9万人	平成26年10月	排出量単純比例型	○	○	プラ容器	80円/40ℓ	2.00円	プラ容器 80円/40ℓ	2.00円	○	○
立川市	18万人	平成25年11月		○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	○
国分寺市	12万人	平成25年 7月		○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○ (拠点回収)	○
府中市	26万人	平成22年 2月		○	○	プラ容器	80円/40ℓ	2.00円	プラ容器 40円/40ℓ	1.00円	○	○
三鷹市	18万人	平成21年10月		○	○	×	75円/40ℓ	1.88円			○	○
多摩市	15万人	平成20年 4月		○	○	プラ容器(プラ製品を含む)	60円/40ℓ	1.50円	プラ容器(プラ製品を含む) 10円/20ℓ	0.50円	○	○
西東京市	20万人	平成20年 1月		○	○	プラ容器	60円/40ℓ	1.50円	プラ容器 20円/40ℓ	0.50円	○	○
町田市	43万人	平成17年10月		○	○	×	64円/40ℓ	1.60円			○	○ 白色トレイのみ (拠点回収)
狛江市	8万人	平成17年10月		○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	
小金井市	12万人	平成17年 8月		○	○	プラ容器(プラ製品を含む)	80円/40ℓ	2.00円	プラ容器(プラ製品を含む) 80円/40ℓ	2.00円	○	○
八王子市	56万人	平成16年10月		○	○	×	75円/40ℓ	1.88円			○	○
武蔵野市	14万人	平成16年10月		○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	○
稲城市	9万人	平成16年10月		○	○	×	60円/40ℓ	1.50円			○	○ 白色トレイのみ (拠点回収)
調布市	22万人	平成16年 4月		○	○	×	84円/45ℓ	1.87円			○	○
あきる野市	8万人	平成16年 4月		○	○	×	60円/40ℓ	1.50円			○	
東村山市	15万人	平成14年10月		○	○	プラ容器	72円/40ℓ	1.80円	プラ容器 30円/40ℓ	0.75円	○	○
羽村市	6万人	平成14年10月		○	○	×	60円/40ℓ	1.50円			○	○
昭島市	11万人	平成14年 4月		○	○	プラ容器(プラ製品を含む)	60円/40ℓ	1.50円	プラ容器(プラ製品を含む) 60円/40ℓ	1.50円	○	○
福生市	6万人	平成14年 4月		○	○	×	60円/40ℓ	1.50円			○	○
清瀬市	7万人	平成13年 6月		○	○	プラ容器	40円/40ℓ	1.00円	プラ容器 40円/40ℓ	1.00円	○	○
日野市	18万人	平成12年10月	○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	○ 白色トレイのみ	
青梅市	14万人	平成10年10月	○	○	プラ容器	可燃ごみ 60円/40ℓ 不燃ごみ 48円/40ℓ	可燃ごみ 1.5円 不燃ごみ 1.2円	プラ容器 30円/40ℓ	0.75円	○	○	

他市における家庭ごみ有料化の状況

神奈川県

自治体名	人口	導入年月	料金体系	有料化対象品目			可燃ごみ・不燃ごみ手数料水準 ※基準は大袋(40ℓ)		資源ごみ手数料水準 ※基準は大袋		プラ容器等の分別収集の有無 ※平成25年度環境省実態調査より	
				可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	1枚あたり	1ℓあたり	1枚あたり	1ℓあたり	ペットボトル	プラ容器
逗子市 (実施予定)	6万人	平成27年10月	排出量単純比例型	○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	○
鎌倉市	17万人	平成27年 4月		○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	○
藤沢市	42万人	平成19年10月		○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	○
大和市	23万人	平成18年 7月		○	○	×	64円/40ℓ	1.60円			○	○

※逗子市は平成27年10月から有料化を実施予定

その他の人口30万以上の都市

自治体名	人口	導入年月	料金体系	有料化対象品目			可燃ごみ・不燃ごみ手数料水準 ※基準は大袋(30~45ℓ)		資源ごみ手数料水準 ※基準は大袋(45ℓ)		プラ容器等の分別収集の有無 ※平成25年度環境省実態調査より	
				可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	1枚あたり	1ℓあたり	1枚あたり	1ℓあたり	ペットボトル	プラ容器
大分市	48万人	平成26年11月	排出量単純比例型	○	○	×	31.5円/45ℓ	0.70円			○	○
秋田市	32万人	平成24年 7月		○	○	×	45円+袋代金/45ℓ	1.00円+袋代金			○	
熊本市	73万人	平成21年10月		○	○	×	35円/45ℓ	0.78円			○	○
長野市	38万人	平成21年10月		○	○	×	40円+袋代金/40ℓ	1.00円+袋代金			○	○
札幌市	193万人	平成21年 7月		○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	○
岡山市	71万人	平成21年 2月		○	○	×	50円/45ℓ	1.11円			○	○ 白色トレイのみ (拠点回収)
仙台市	105万人	平成20年10月		○	○	プラ容器	40円/45ℓ	0.89円	プラ容器 25円/45ℓ	0.56円	○	○
新潟市	80万人	平成20年 6月		○	○	×	45円/45ℓ	1.00円			○	○
旭川市	35万人	平成19年 8月		○	○	×	80円/40ℓ	2.00円			○	○
京都市	142万人	平成18年10月		○	○	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン	45円/45ℓ	1.00円	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン 22円/45ℓ	0.49円	○	○
福岡市	149万人	平成17年10月		○	○	ペットボトル・ビン	45円/45ℓ	1.00円	ペットボトル・ビン 22円/45ℓ	0.49円	○	
高松市	43万人	平成16年10月		○	○	×	41.1円/40ℓ	1.03円			○	○
宮崎市	40万人	平成14年 6月		○	○	×	40円/40ℓ	1.00円			○	○
那覇市	32万人	平成14年 4月		○	○	×	30円/45ℓ	0.67円			○	
北九州市	97万人	平成10年 7月		○	○	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン	50円/45ℓ	1.11円	プラ容器・ペットボトル・ビン・カン 20円/45ℓ	0.44円	○	○
久留米市	31万人	平成 5年 4月	○	○	×	25円/30ℓ	0.83円			○		

※秋田市と長野市は、手数料水準に袋代金(市場価格)をプラスしたものが実際の負担額となる。